

東京福祉大学 学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条並びに「東京福祉大学 学則」（以下、「学則」という。）第54条、「東京福祉大学大学院 学則」（以下、「大学院学則」という。）第18条、「東京福祉大学 通信教育課程に関する規程」第20条及び「東京福祉大学大学院 通信教育課程に関する規程」第17条に基づき、東京福祉大学（以下、「本学」という。）が授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学位に付記する専攻分野は、次のとおりとする。

- (1) 学士の学位 社会福祉学 保育児童学 教育学 又は 心理学
- (2) 修士の学位 社会福祉学 臨床心理学 児童学 又は 教育学
- (3) 博士の学位 社会福祉学 又は 臨床心理学

3 学位記の様式は別に定める。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、学則第54条に規定するところにより、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、大学院学則第17条に規定するところにより、本大学院の修士課程（博士課程前期を含む。以下同じ。）を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、大学院学則第17条第1項に規定するところにより、本大学院の博士課程後期を修了した者に授与する。

4 前項に定めるもののほか、大学院学則第17条第2項に規定するところにより、博士の学位は、本大学院の博士課程後期を経ない者でも博士論文を提出して、本大学院が行う論文審査に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを認められた者にも授与することができる。

(学位授与の申請)

第4条 本大学院の学生が、修士又は博士の学位の授与を申請するときは、別に定める学位申請書（様式第1号・様式第2号・様式第3号）に論文正・副を添え、研究科長を経由して学長に提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定による学位申請書の提出の時期は、修了予定年次の1月15日までとする。ただし、特別の事由のあるときは各研究科委員会の議を経て、提出時期を定めることができる。

3 前条第4項の規定により博士の学位の授与を申請する者は、学位申請（事前審査及び本審査）を、研究科長を経由して学長に行うものとする。この場合の学位申請（事前審査）は当該年度の

4月25日までに行うものとする。学位申請（本審査）は、当該年度の8月末までに学位論文審査手数料300,000円及び論文指導料400,000円（論文指導希望者のみ）を添え行うものとする。

（審査等付託）

第5条 学長は学位申請書を受理したときは、各研究科委員会にその学位論文の審査及び最終試験又は試問を付託する。

（審査委員会）

第6条 各研究科委員会は、前条の規定による審査等の付託があったときは、学位論文の内容及び専攻に関係ある教員の中から審査委員3名以上を選出して審査委員会を組織し、学位論文の審査及び最終試験又は試問を行わせ、かつ、その結果を報告させるものとする。ただし、修士の学位の審査等にあつては、関連する科目の担当教員2名以上を審査委員とすることができる。

2 各研究科委員会において必要と認めるときは、前項に定める審査委員に、各研究科委員会委員以外の教員を審査委員に加えることができる。

3 第1項の審査委員会は、互選により審査委員長1名を選任する。

4 審査委員長は、原則として指導教員（主査）以外の者を選任するものとする。

（学位論文等の審査等）

第7条 学位論文の審査は、各研究科委員会の議を経て別に定める審査基準及び審査方法により、行うものとする。

2 最終試験は、学位論文の審査が終わった後、学位論文の内容を中心として、筆記又は口頭で行うものとする。

3 試問は、第3条第4項の規定により学位の授与を申請した者に対し、学位論文の審査が終わった後、専攻の学術に関し、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）するため、筆記又は口頭で行うものとする。

4 提出された学位論文は返還しないものとする。

（審査期間）

第8条 審査委員会は、第4条第1項の規定による学位授与の申請にかかる学位論文の審査及び最終試験を、毎年2月末までに行うものとする。ただし、特別な事由があるときは各研究科委員会の議を経て、別に定めることができる。

2 審査委員会は、第4条第3項の規定による学位授与の申請にかかる学位論文の審査及び学力の確認を、当該申請を受理した日から1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、各研究科委員会の議を経て、審査期間を延長することができる。

（審査等の結果報告）

第9条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認が終了したときは、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認の結果を別に定める学位論文最終試験結果報告書により、各研

究科委員会及び学長に報告しなければならない。

(学位授与の審議)

第10条 各研究科委員会は、前条の報告に基づいて、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認の可否並びに学位を授与すべきか否かについて審議し、決定する。

- 2 研究科長は、前項の決定に基づき、合格したものについては、速やかに氏名、学位の種類、学位を授与する年月日を記載した書類（博士の学位は、学位論文、学位論文の内容の要旨、学位論文審査の要旨等を添付すること）により、学長に報告するものとし、不合格者については、その旨を本人に通知するものとする。

(学位の授与)

第11条 学長は、前条の報告に基づき、修士又は博士の学位を授与すべきものと決定した者には、教育研究評議会への報告の後、所定の学位記を交付して学位を授与する。

(学位授与の報告)

第12条 博士の学位を授与したときには、学位規則の定めるところにより文部科学大臣に学位授与報告書を提出するものとする。この場合において、係る報告書の提出は、電子メールの利用によるものとする。

- 2 前項の報告については大学・短大事務局教務課が担当する。

(学位論文等の公表)

第13条 博士の学位を授与したときには、当該学位を授与したときから3か月以内に、当該学位授与にかかわる論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第14条 本学から博士の学位を授与されたものは、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。ただし、やむを得ない事由が無くなった場合には、当該博士論文の全文を公表するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(インターネットの利用)

第15条 前2条に定めるインターネットの利用による公表は、「東京福祉大学リポジトリ」によるも

のとする。

(学位授与の取消)

第16条 本学において、学位を授与されたものが次の各号の一に該当するときは、学長は教育研究評議会の議を経て学位を取り消したうえ、その旨を公表し、学位記を返納させる。

- (1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき
- (2) その名誉を汚辱する行為があったとき
- (3) 本学の名誉を故意に毀損し又は故意に信用を失墜させたとき
- (4) 本学及び本学に關係する組織の管理運営を妨害したとき
- (5) 前各号に準ずる不適切な行為があったとき

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

(規程改定の報告)

第18条 この規程を改正した場合には、速やかに文部科学大臣に報告するものとする。この場合において、係る報告は、電子メールの利用によるものとする。

- 2 前項の報告については法人事務局法人事務課が担当する。

(提出又は報告先)

第19条 第12条及び前条による提出又は報告は、文部科学省高等教育局（電子メールアドレス gakui@mext.go.jp）宛に行うものとする。

(附則)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、本改正の日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

(附則)

この規程は、令和3年10月14日から施行する。

(附則)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(様式 1 - 1)

学位論文事前審査申請書

令和 年 月 日

東京福祉大学学長 殿

学籍番号

氏 名

印

修士論文の事前審査を受けたいので下記の通り申請します。

記

学位論文題目	
--------	--

5 部

上記につき同意します。

指導教員

印

判 定	可 ・ 可 (条件付) ・ 否
コメント	

判定は、上記の通りといたします。

研究科長・専攻長	審査委員長	審査委員	指導教員（主）	指導教員（副）

(様式1－2)

学 位 申 請 書

令和 年 月 日

東京福祉大学学長 殿

本 籍 (都道府県)

住 所

学籍番号

氏 名 ⑩

東京福祉大学学位規程により修士（ ）の学位を受けたいので下記のとおり申請します。

記

学位論文

正1部・副4部

(様式2-1)

学位論文事前審査申請書

令和 年 月 日

東京福祉大学学長 殿

学籍番号

氏 名

印

博士論文の事前審査を受けたいので下記の通り申請します。

記

学位論文題目	
--------	--

5 部

上記につき同意します。

指導教員

印

判 定	可 ・ 可 (条件付) ・ 否
コメント	

判定は、上記の通りといたします。

研究科長・専攻長	審査委員長	審査委員	指導教員（主）	指導教員（副）

(様式 2 - 2)

学 位 申 請 書

令和 年 月 日

東京福祉大学学長 殿

本 籍 (都道府県)
住 所
学籍番号
氏 名 ㊞

東京福祉大学学位規程により博士（ 学）の学位を受けたいので下記のとおり申請します。

記

学位論文

正 1 部・副 4 部

(様式 3 - 1)

学位申請書（事前審査）

令和 年 月 日

東京福祉大学学長 殿

本 籍 (都道府県)
住 所
氏 名 ⑩

東京福祉大学学位規程第 4 条第 3 項の規定により博士（ 学）の学位を受けたいので、
下記の書類を添えて申請します。

論文題目

記

- | | |
|-------------------------|-------------|
| 1 博士学位審査論文の概要 | 正 1 部・副 3 部 |
| 2 博士学位審査論文の目次 | 正 1 部・副 3 部 |
| 3 研究業績（各業績毎に 300 字以内記述） | 正 1 部・副 3 部 |
| 4 履歴書 | 1 通 |
| 5 最終学校卒業証明書 | 1 通 |

（注）英語で提出する場合は、その正本の他に日本語に翻訳した
副本を、上記 1 から 3 については 4 部、4 及び 5 について
は 1 通提出すること。

(様式 3 - 2)

学 位 申 請 書 (本 審 査)

令和 年 月 日

東京福祉大学学長 殿

本 籍 (都道府県)
住 所
氏 名 ⑩

東京福祉大学学位規程第 4 条第 3 項の規定により博士 (学) の学位を受けたいので、
下記の書類及び学位論文審査手数料 (振込受領書の写 [銀行収納印のあるもの]) を添えて申請し
ます。

記

- | | |
|-----------------|-------------|
| 1 博士学位審査論文 | 正 1 部・副 3 部 |
| 2 博士学位審査論文目次 | 正 1 部・副 3 部 |
| 3 博士学位審査論文要旨 | 正 1 部・副 3 部 |
| 4 参考論文 (提出随意) | 正 1 部・副 3 部 |

(注) 英語で提出する場合は、その正本の他に日本語に翻訳した
副本を、4 部提出すること。